○東北地方整備局告示第二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年二月二十一日

東北地方整備局長　津田　修一

第１　起業者の名称　宮城県

第２　事業の種類　二級河川長清水川水系長清水川改修工事（左岸：宮城県本吉郡南三陸町戸倉字長清水地内）

第３　起業地

１　収用の部分　宮城県本吉郡南三陸町戸倉字長清水地内

２　使用の部分　宮城県本吉郡南三陸町戸倉字長清水地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

**１　法第20条第１号の要件への適合性**

申請に係る事業は、宮城県本吉郡南三陸町戸倉字長清水地内の二級河川長清水川水系長清水川（以下「長清水川」という。）左岸の延長473.3ｍの区間及び同町戸倉字小細谷地内から同町戸倉字長清水地内までの長清水川右岸の延長464.3ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「二級河川長清水川水系長清水川改修工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

**２　法第20条第２号の要件への適合性**

起業者である宮城県は、既に本件事業を開始していること、長清水川は、河川法第５条第１項の規定に基づき宮城県知事が指定した二級河川であり、同法第10条第１項の規定により宮城県知事が河川管理者であることなどから、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

**３　法第20条第３号の要件への適合性**

**⑴　得られる公共の利益**

長清水川は、その源を本吉郡南三陸町の大峰に発し、志津川湾に注ぐ幹川流路延長1.4㎞、流域面積2.5㎢の二級河川である。

長清水川は、その流域に集落、公共施設等を擁し、治水上重要な河川であるが、その流域は過去の洪水により、たびたび浸水被害が発生しており、昭和41年９月

の洪水では、床上浸水43棟、浸水面積20haに及ぶ被害が発生している。さらに、長清水川の河口部を含む本吉郡南三陸町においては、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、多くの生命や財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けている。

長清水川の治水対策は、東北地方太平洋沖地震に伴う津波を契機として平成２７年９月に策定された二級河川志津川圏域河川整備基本方針及び平成２８年９月に策定された二級河川志津川圏域河川整備計画に基づき、基準地点である河口において計画高水流量40㎥／秒を流下させるとともに、河口部においては、接続する三陸南沿岸における想定宮城県沖地震に伴う津波及び高潮に対応した堤防高であるＴ．Ｐ．（東京湾平均海面）＋7.3ｍを確保することなどを目標として、河川改修が実施されているところである。

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が損壊等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するために計画された河川改修事業である。

本件事業の完成により、新たに設けられた防護水準の堤防が整備されることなどから、洪水、津波及び高潮による被害の軽減に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年４月に、任意で工事実施に伴う騒音及び振動による影響、動植物に関する調査等を実施しており、その結果によると、騒音及び振動については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩB類として掲載されているニホンウナギ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているホソバイヌタデその他重要な種が確認されている。これらの種について、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされる種以外のものについても、保全対策の実施により、影響が回避・低減されると予測されている。

主な保全対策として、ニホンウナギについては、工事中の濁水対策を講ずることとしている。ホソバイヌタデについては、生育している土壌も採取し移植することとしている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が損壊等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害の軽減を図ることを主な目的として堤防を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の施行方法については、堤防を整備する案（以下「申請案」という。）と水門を整備する案との２案による検討が行われている。

申請案と他案とを比較すると、申請案は、用地取得面積が多いものの、土工主体であり施工性に優れていること、事業費が低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、既設堤防が損壊等したことから、洪水、津波及び高潮による被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間及びその周辺の土地において、その被害を軽減し、周辺住民の生命及び財産を保全するため、早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮城県本吉郡南三陸町役場